

令和3年度第3回 小樽市観光税導入に係る有識者会議

日時：令和3年12月17日（金）15：00～16：30

会場：小樽市役所別館3階 第1委員会室

出席者：

山崎 範夫	小樽商工会議所 専務理事
伊澤 與	一社)小樽物産協会 専務理事
寺下 知志	一社)北海道中小企業家同友会 しりべし・小樽支部 会員
林 大喬◎	小樽青年会議所 副理事長
伊藤 正明	NPO 法人 OBM 理事長
鈴木 健介◎	一社)小樽観光協会 専務理事
内田 純一	国立大学法人 小樽商科大学 大学院教授 (座長)
上谷 征男	小樽ホテル・旅館組合 組合長
斎藤 英伸	小樽ホテルミーティング 代表
米山 幸宏◎	朝里川温泉組合 組合長

(事務局)

徳満 康浩	小樽市産業港湾部長
須藤 慶子	小樽市産業港湾部観光振興室長
松本 貴充	小樽市産業港湾部観光振興室主幹
船橋 亜湖	小樽市産業港湾部観光振興室主査
津川 義信	小樽市総務部企画政策室主幹
阿達 広司	小樽市財政部市民税課長

開会

※事務局より新しい委員の紹介(上記◎)

報告事項「宿泊税導入に係るアンケートの調査結果について」

※別紙1に基づき事務局より説明の後、委員による質疑

(委員 A)

中座するので、宿泊税に対する意見を述べておきたい。宿泊税の運用方法については、市役所を通した運用の仕方で良いのかが疑問。現在徴収している入湯税も使いにくい、もっと臨機応変に使えたらと感じている。宿泊税もより民間に近いようなところ、例えば DMO などに運用については任せるなど市役所に頼らない運用の方法を考えたほうが良いのでは。

(事務局)

参考配布のアンケート報告書 14 ページに宿泊税の使途についての意見として、項目を選択して回答していただいている。この中で DMO に任せるべきという意見は 17.3%となっている。

(座長)

宿泊税の制度設計についてはもちろん、運用方法についてもよく検討し、提言書の中にも盛り込むべきだと考える。宿泊税の使途についての回答結果によると、DMO に任せるべきというのは 17.3%とそれほど高くはない数字だが、現実的には運用主体としてふさわしいのではと思う。ただ提言書を提出する段階では、DMO がまだ成立していない段階であるところが難しい。

(委員 A)

DMO を運営するためではなく、宿泊税を活用して観光施策に役立てる方向でいくべき。組織を存続させるというためではなく、どんどん小樽を活性化していくために宿泊税を使ってほしい。

(座長)

宿泊税は DMO の組織運営財源ではなく、活動財源という認識ですね。

(委員 B)

現在小樽観光協会は候補 DMO となっている。登録 DMO の申請は早くて令和 4 年度内。組織運営費としてではなく、施策実施事業費のための財源として活用させていただけると大変ありがたい。

(座長)

DMO 登録時期の見込みは？

(委員 B)

最短で令和 4 年の前半に申請していいとなれば、最短で令和 4 年度内に登録となる。

(座長)

DMO に責任主体として財源を与えるのは重要だが、DMO のガバナンス (*1) 自体がどうなっているのかが重要。 (*1：管理体制)

(委員 D)

今回のアンケート結果は令和 2 年度にすでに報告を受けている内容。同じものを改めて報告するのはいかがなものか。アンケートはコロナ禍以前のものであり、宿泊施設を取り巻く状況は大きく変化しており、アンケート内容は古いのではないか。整理し直す必要があるのではないか。

(座長)

アンケートの取り直しは大変なので、代表的な宿泊施設に聴き取りし、アンケート調査結果を補足してはどうか。

(事務局)

アンケート調査結果を補完する方法を検討したい。

(委員 A)

質問の仕方もいろいろあると思うが、単に 200 円取るのはどうか？と聞かれたら負担になるのはいやだと答えるだろう。その 200 円が倍になって帰ってくる、手間をかけて徴収した税が施設にフィードバックされるものであることが伝わるようなアンケートの聴き方が必要ではないか。

(座長)

アンケート調査結果からみるとホテル・旅館は導入に賛成だが、簡易宿所は慎重。インタビューするときは、宿泊税の導入のメリットについてももう少し具体的に説明するとよい。

(委員 C)

アンケート回収率が 35% 台と低い。宿泊税導入が影響ありと回答した施設が 73% に上る。この数字が表に出てしまったのはいかなものかと思う。宿泊税を払うのは旅行者であり、宿泊事業者は徴収義務者であるのにも関わらずこの結果。アンケートの取り方をもっと考えてやらないと。影響があるという回答＝「7割」という数字だけがひとり歩きすると大変。

(座長)

アンケート回収時はすでにコロナが始まっていて「影響がある」の数字が高まった可能性もある。できれば「影響がある」と答えた内容にどういった意図があったのか、インタビューの中で拾っていければと考える。

協議事項 (1) 宿泊税導入に向けたスケジュール変更について

※別紙 2～4 に基づき事務局より説明

今後のスケジュール案の年月日は仮置きで、再開した場合のスケジュール感を示すためのものであることはご了承いただきたい。

委員による質疑

(委員 C)

宿泊税に係るスケジュールは白紙にせざるを得ないと市長は考えているという認識だが、このスケジュール(案)からは、令和 4 年度中にはなんとか条例成立まで行きたいという強い意志を感じる。いかに早く条例を成立させるかが大切だ。別紙 4 の今後のスケジュール(案)③には「宿泊施設との意見交換内容を有識者会議に報告」とあるが、令和 4 年 3 月に提言書を提出した時点で有識者会議は解散するのではないか？有識者会議の位置づけをどのように考えているか。

(事務局)

有識者会議は、「観光振興のための安定的な新たな財源として観光税について検討する」という設置目的を達成したときに解散するという認識。提言書の作成が協議内容のメインではあるが、宿泊施設からの意見・使途に関する内容を有識者会議へフィードバックすることは必要だと認識している。

(座長)

有識者会議の委嘱期間として、提言書を出したとしてもすぐに解散とはならず、有識者会議に並行して議会も行われており、宿泊施設との意見交換内容を有識者会議で報告することに違和感はない。事務局の説明の中でフィードバックするというのは具体的にどのようなイメージでいるのか。

(事務局)

フィードバック＝第 5 回目の有識者会議を想定している。

(委員 C)

第 5 回の有識者会議において、制度概要（提言書）に対する宿泊施設の意見を踏まえて提言書を変える必要がでてきたらどうするのか？

(座長)

制度設計の中で検討することも考慮される。

(委員 D)

宿泊税の導入について、「スケジュールは白紙」という市長発言は今も生きているのか。その発言は過去にあったけれども、市役所内部でもうこの議論をしても大丈夫だから有識者会議において議論を再開し導入に向けて積極的に進めていくという視点には立っていないと私は理解した。しかし、委員 C さんはスケジュール（案）には事務局の強い意志を感じると発言されたように、このとおりにやるというように受け取られかねないが大丈夫なのか。ここで示されているのはスケジュール（案）ではなく、あくまでスケジュール感だということならば、この書き方（日付は仮に提言書受理後、速やかに施行に向けて取り組む場合のスケジュール案）は誤解を招く。

(委員 C)

このとおりのスケジュールでやるということか？

(委員 D)

この案のとおりやるということならよいのだが、スケジュールは白紙にせざるを得ないという発言が生きている、庁内でその発言を落とそうという議論があったわけでないのでは？

(事務局)

あくまでスケジュールは白紙ということ。今回示したものはあくまでスケジュール感を示すためのもの。

(委員 D)

つまり議論再開してから条例施行までに 2 年かかるということを示すためのスケジュール（案）ということか？

(事務局)

そのとおりだ。ただ、庁内的には関係部長会議を経て有識者会議を再開したいということは伝えており、経済常任委員会でも会議再開の意思表示はしている。コロナの状況も踏まえつつではあるが、我々の気持ちも含めてのスケジュールではある。

(委員 D)

ここで示されているスケジュールは意志（早急に進めたいという）を示しているならそれはそうだと行ってもらいたい。

(委員 C)

ここで示されているスケジュールで行ってもらいたいと思う。DMO は安定的な財源確保ができることが必須条件。しかし、現状では認定を目指す令和 4 年度に財源確保として宿泊税を謳うことはできない。DMO の運営主体である観光協会の運営財源として、ふるさと納税業務の受注が安定した財源の裏付けとなっていたが、それも不可、観光税も不可となると認定が通らないことを危惧し

ている。

(座長)

有識者会議としては来年3月までに提言書をまとめるところまでは決められるが、そのあとについてはスケジュール(案)としてしか決められない。

(委員 D)

スケジュール感含めて有識者会議での整理は必要。

(座長)

有識者会議のみなさんが、ここで示されている最短のスケジュール(案)が望ましいということであれば、このスケジュール(案)を有識者会議として支持する方向でいかがか。

(委員 B)

市役所の中で議論を進めていく意思統一はされていると認識しましたので、今後なにが(コロナの状況など)あるかはわからないが、まずは最短で、候補 DMO としてはこのスケジュール案で進めたい。

(座長)

であれば、ここで示されているスケジュール(案)を有識者会議として支持するものとする。

(事務局)

有識者会議において、このスケジュール(案)で進めていくのが良いというご意見をいただいたと記録する。

協議事項 (2) 宿泊税制度概要案及び道内他都市の答申・提言内容について

事務局より

別紙 5 宿泊税制度概要及び宿泊税の主な用途について説明

別紙 6 道内他都市(4市)の答申・提言書の主な内容について説明

委員による質疑

(委員 D)

入湯税との調整という部分が気になる。納税義務者の負担軽減とあるが、たまにしか来ない旅行者が150円か100円かをそんなに気にするとは思えない。1,500万円の税収減はもったいない。入湯税の目的と観光税の目的と違うわけだから、ここを明確にしさえすればいいのでは?この辺りを議論していただきたい。

(事務局)

減額をしないと明言しているのは富良野市のみ。入湯税を徴収している市町村は、何かしらの調整が必要としている。

(委員 D)

入湯税と観光税と用途が明確に違うのであれば、調整(入湯税の減額)しなくてもよいのでは?わざわざ税収減となるようなことをなぜするのか。50円減にするかどうかがある影響があるの

かどうなのか。

(座長)

有識者会議として入湯税の調整がいらぬということであれば、あえて(入湯税の調整について)書かなくてもよいのか。

(座長)

入湯税の調整についてもっとご意見をいただきたい。

(委員 F)

入湯税はそのまま徴収してもいいのでは？

(事務局)

温泉を利用する方が支払うのが入湯税で、宿泊税とはイコールではないという意味で、調整はいいという意見が有識者会議で出たということと認識しております。

(委員 D)

入湯税を減額することが納税義務者の負担軽減といえるのか？

(座長)

温泉が主な観光資源である場合、温泉の振興と観光の振興はイコールとなる部分が多い。ただ小樽の場合は必ずしも温泉だけではない。入湯税と宿泊税の目的は別という観点からすると、両方そのまま徴収しても問題ないかもしれません。

(委員 D)

そもそも入湯税は泉源を守るために必要。

(座長)

入湯税の調整をしないことについて提言書に記載する表現方法を考える必要がある。

(事務局)

もし、有識者会議の場で入湯税の調整の必要がないという結論であれば、提言書にはその旨を記載させていただく。

(座長)

改めて申し上げますと、小樽は温泉が主軸の観光資源ではないので、入湯税については減額をしないほうが有識者会議としては望ましいということではないか。

(事務局)

一点だけ気になるのは、入湯税を主に徴収している委員さんが中座し、肝心なところのご意見を伺えなかったのが、有識者会議で出た意見について、別途ご意見を聞き、またみなさんにお伝えしたい。

(座長)

ではこの場では決定ではなく、みなさんの賛成をもらってから、入湯税の調整については決定しましょう。

(委員 G)

各市の提言書はほぼ横並び。一番配慮しなければならないのは、宿泊税は税金なので払う人＝納

税義務者がいて、手間をかけて税金を徴収する宿泊事業者がいて、最終的に徴収された税金をなんのために使うのかということを明確に打ち出すべきだということ。宿泊税の使途として示されているものが5つほどあるが、誘致プロモーションは優先順位としては下の方でいいのではないか。納税する方がその使い道だったら喜んで払いましょうというようなものに使うべき。ウィズコロナ、アフターコロナにあって宿泊施設の状況も客層もかなり変化しているので、全体を踏まえてきちんと実態調査すべきだ。観光税の使い道として新しい切り口のものが欲しい。

(座長)

使途についてほかにご意見は？

(委員 C)

税金として市に入ってしまうと、いま観光振興に充てている予算の財源充実に使えると思ってもらっては困る。あくまでも従来予算の上乗せという考え方を市として持っているということですよね？

(事務局)

その懸念は理解する。一般財源から特財への単なる振替とは事務局は考えていない。

(委員 C)

例えばもとの観光予算が5,000万だとして、宿泊税が1億5,000万入ってきたときに、5,000万円は一般財源から減らせるということではないですよね？

(事務局)

我々はそうは考えていない。

(座長)

使途の(1)観光インフラの整備については第1回、第2回の会議の中でも触れていたが、観光税の使途として重要なポイント。(3)の受け入れ環境整備もしかり。(2)は単なるプロモーションではなく、マーケティング調査も含めたものであるべき。使途の文言の充実を考えるべきところ。

(事務局)

観光施策として今までにない先進的な取り組みを行うというような文言を提言書に入れたい。

(座長)

他都市の提言書にはそのあたりははっきり書いていない。もったいない。

(委員 D)

歴史的な建造物の保全というのは小樽としては最も重要なものだと考える。観光税の使途としてもっと前面に出したい。

(座長)

歴史的景観の保全は小樽には絶対重要だということをはっきり書いたほうが賛同を得られやすいでしょうね。

(事務局)

歴史的建造物の保全というと、小さな修繕から大きな整備まで非常に幅が広い。あまりそこにお金がどんといくのも苦しいなという気がする。

(委員 D)

これからの小樽のためにはそこをやらないと。

(委員 H)

宿泊の立場でいうと、夜と朝に滞在する仕組み、宿泊を活性化するような事業をしてほしい。

(座長)

宿泊税の使途に観光資源に関する文言をしっかりと入れるとよいのでは。ただ使途はどちらかという幅広に記載せざるを得ないと思う。

(委員 C)

使途を具体的にし過ぎると身動きが取れなくなる。ある程度包括的な内容にすべき。

(事務局)

全体としては、使途に濃淡をつける、小樽らしさを盛り込むのがよいというのがみなさんのお話と理解した。

(座長)

使途は包括的な内容としつつも小樽らしさを出す方向で調整しましょう。

その他

今後のスケジュールについて事務局から説明

※次回有識者会議は令和4年2月初旬を予定、この会議の中で提言書を取りまとめるにあたり、事前に委員のみなさまに内容確認等ご協力を依頼。

(座長)

宿泊税制度概要についても新しい考え方が出てきましたし、使途の件についても前向きな議論がでている。御確認いただいて、第4回有識者会議に臨んでいただければ。

閉会。